

平成17年2月14日宣告 裁判所書記官 田 中 慶 一

平成16年(わ)第2514号

判 決

本 籍

住 居

無 職

昭和 年 月 日生

上記の者に対する殺人被告事件について、当裁判所は、検察官栗原圭，弁護人山田宰，竹田久美子出席の上審理し，次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中30日をもその刑に算入する。

この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、長男 Y が平成12年9月ころ全身の随意筋の萎縮により飲み込みや呼吸が次第にできなくなり、人工呼吸器で呼吸を確保しないと死亡するという不治の難病である筋萎縮性側索硬化症（通称「ALS」）に罹患し、人工呼吸器の装着をして自宅で寝たきりの闘病生活をするようになったため、その介護をしていたものであるが、Yの病状の進行は早く、四肢が麻痺し、平成16年4月ころにはパソコンでの意思疎通もできなくなるほど病状は悪化し、意思疎通は専らYの黒目の動きで文字盤上の Y が見ているひらがなの文字を一文字一文字拾ってゆくという方法でしかできなくなっていたところ、Yは日頃から被告人に対し病苦から、「人工呼吸器を付けてまだ生きて行かなければいけないの」、「人工呼吸器を外してほしい」、「死

にたい」、「おふくろ、まだ待たせるのか」、「いつまで我慢すればいいのか」などと死なせてほしい旨懇願するようになり、これに対して、被告人は、その都度、人工呼吸器を外せば自分が警察に捕まる、そんなことはできない旨言い聞かせて、生きるように励ましていたが、被告人の介護を離れて病院の看護師らの介護を受けることになるため Y が嫌がっていた病院でのショートステイが6日後に始まる平成16年8月26日、被告人は、ショートステイに行きたくない Y の気持ちを思い、また、Y との意思疎通が非常に困難になってきたので思うような介護もできないのに、Y のぬくもりを感じたいがために生きるように励ましてきたのは、自分のわがままではないのかなどと思い悩むうち、もうこれ以上 Y を苦しませたくない、楽にしてやりたいと考え、ここに至り、Y の死なせてほしい旨の日頃の懇願を受け入れ、Y を殺害して、その後自らも自殺しようと決意し、同日午後11時59分ころ、[REDACTED]の自宅において、Y（当時40歳）に装着されていた人工呼吸器のスタンバイモードへの切り替えスイッチを押し、酸素の供給を停止して Y を呼吸困難に至らしめ、よって、そのころ Y を窒息死させ、もって Y の囑託を受けて殺害したものである。

(証拠の標目)

括弧内の番号は証拠等関係カード記載の検察官請求番号を示す。

一 被告人の

- 1 公判供述
- 2 検察官調書（乙3ないし6）及び警察官調書（乙1, 2）

一 [REDACTED]の

- 1 公判供述
- 2 検察官調書（甲16）

一 [REDACTED]の

- 1 公判供述

2 警察官調書 (甲15)

- [redacted] の検察官調書 (甲14)
- [redacted] の検察官調書 (甲21) 及び警察官調書 (甲18ないし20)
- [redacted] の警察官調書 (甲22, 23)
- [redacted] の警察官調書 (甲24)
- [redacted] の警察官調書 (甲25)
- 写真撮影報告書 (甲2, 30)
- 実況見分調書 (甲3, 7)
- 殺人事件発生報告書 (甲1)
- 捜査報告書 (甲9, 10, 12, 17, 26ないし28)
- 電話聴取書 (甲8)
- 電話通信紙 (甲13)
- 死体解剖報告書 (甲6)
- 解剖立会報告書 (甲5)
- 死亡確認書 (甲4)

(補足説明)

本件訴因は、被告人は、筋萎縮性側索硬化症に罹患し自発呼吸が困難であった Y を介護していたものであるが、平成16年8月26日午後11時59分ころ、自宅において、Y の前途を悲観し、Y を殺害しようと企て、Y に装着されていた人工呼吸器のスタンバイモードへの切り替えスイッチを押し、酸素の供給を停止して Y を窒息死させて殺害したという旨の殺人の訴因であるところ、判示のとおり、嘱託殺人罪を認定したのであるが、その理由について、補足的に説明する。

被告人の公判供述、検察官調書 (乙3ないし6) 及び警察官調書 (乙2)、[redacted] の証言及び検察官調書 (甲16)、[redacted] の証言及び警察官調書 (甲15)、[redacted] の検察官調書 (甲14) などの関係各証拠によれば、

次の事実が認められる。

1 Y の発病、病状、介護について

Y は、母である被告人と父 Y との長男であり、高校卒業後、東急バスに入社し、両親と同居しながら、整備工を経て、バスの運転手として稼働していた。Y は、平成12年9月ころ、右足に力が入らず動かしづらくなり、やがて階段の上り下りにも不自由するようになり、同年末ころには、倒れたまま1人で起きあがれなくなったこともあった。その後、大学病院での検査入院の結果、平成13年3月13日、筋萎縮性側索硬化症に罹患していると診断された。この病気は、自己の意志で動かす筋肉以外の心筋や内臓は正常に動き、知能、感覚も侵されることはないものの、自己の意志で動かす随意筋のみが全身侵されて次第に萎縮し、いずれは呼吸もできなくなり、人工呼吸器で呼吸を確保しないと死亡するという病気であり、原因は不明で、根本的治療法はなく、寝たきりの生活を続けることになるという、不治の難病である。Y は、このころ既に車椅子で移動するようになっており、また呼吸障害の症状があったため、同月27日には、気管切開の手術を受け、同月31日には、自ら希望して、人工呼吸器の装着手術を受けた。その後、Y は、人工呼吸器なしでは生きて行けない身体となった。同年8月20日から Y の在宅療養が開始し、訪問診療・訪問看護を受けるようになった。このころ、Y は、まだ上半身、下半身が若干動き、手も握れる状態だったものの、ほとんど声を出すことができなかった。その後、口の動きも悪くなり、腕も徐々に動かなくなって行き、平成14年10月ころには、経口での食物摂取が困難となり、手術を行って、胃から直接栄養剤を摂取するようになった。平成15年には、表情筋の動きが低下し、指の動きも悪くなって行き、同年末ころには、唇の動きも低下した。Y の病状の進行は早く、四肢が麻痺し、平成16年4月ころにはパソコンでの

意思疎通もできなくなるほど病状は悪化し、意思疎通は専ら Y の黒目の動きで文字盤上の Y が見ているひらがなの文字を一文字一文字拾ってゆくという方法でしかできなくなった。同年7月下旬ころには、黒目の動きも悪くなり、瞬きもできず、いわば半開眼の状態になり、かなり時間をかけないと文字を拾うことができなくなっていた。

被告人は、平成13年8月に Y の自宅での闘病生活が始まってから、Y の介護をほぼ一手に引き受けており、Y の食事や排泄の世話、体の保清、痰の吸引、筋力低下防止のためのマッサージ、口腔内の洗浄やマッサージなどの介護を行っていた。とくに痰の吸引や呼吸器の設定は夜間も行わねばならず、被告人は、夜中でも2時間おきに目覚ましを設定して介護にあたるなど文字通り24時間の献身的な介護をしていた。なお、平成13年11月からは、3か月に1度、病院での2週間のショートステイが始まり、被告人は、Y がショートステイに行く期間が休息できる期間となっていたが、Y は病院の看護師らに誤解を受けたこともあり、ショートステイを嫌がっていた。

2 Y の殺害の懇願と Y の意思確認について

Y は、在宅療養が始まった平成13年8月ころには、自ら人工呼吸器を外すことができない状態になっており、被告人に対し、「自分の人生の中で、人工呼吸器を付けたのが最初で最大の失敗だった」と言って人工呼吸器を装着したことを後悔し、「人工呼吸器を外してほしい」と何度も訴え、死を懇願するようになった。被告人は、これに対し、「人工呼吸器を付けたのは Y の判断じゃない。Y が人工呼吸器を付けた以上、母さんが一生おまえの面倒を見ると決めたんだ。人工呼吸器を外せば私が警察に捕まる。そんなことはできない」などと言いかせて、Y の懇願を断るとともに、生きるように励ましていた。また Y は、訪問看護師の [REDACTED] に対しても、訪問当初から、「こんなはずではな

師の前でも、誰もができないということを承知の上で、「呼吸器を外してくれ」、「いつまで我慢するんだ」などと繰り返し訴えるようになり、被告人はその都度 Y を諭して、これに応じなかった。

3 本件当日の被告人の決意と行動

被告人は、本件当日の夜、Y が嫌がっていた病院でのショートステイの準備をしながら、ショートステイに行きたくない Y の気持ちを思い、また、Y との意思疎通が非常に困難になってきたので思うような介護もできないのに、苦しんでいる Y のぬくもりを感じたいがために励ましているのは、自分のわがままではないのかなどと思い悩むうち、もうこれ以上 Y を苦しませたくない、楽にしてやりたいと考え、Y の死なせてほしい旨の日頃の懇願を受け入れ、Y を殺害して、その後自らも自殺しようと思いつき、「お母さんもいろいろ考えたけど、もうこれ以上あんたを苦しめることは、もうできない。だから、今日、お母さんと一緒に逝こう。お母さんもようやく覚悟がついたから」と Y に話しかけた。Y は涙を流して、文字盤を通じて、「おふくろごめん」、「ありがとう」と言った。そして、被告人は、Y が苦しまないように、睡眠薬を投与した上、人工呼吸器のスイッチを押して酸素供給を停止させ、Y を殺害した。その後、包丁で自らの手首を切って自殺を図ったが、家族に発見されて病院に搬送され、一命を取り留めた。

以上の事実によれば、① Y は、自ら希望して人工呼吸器の装着を受けたものの、病状が悪化して寝たきりの闘病生活になって絶望し、自ら外すことができない人工呼吸器を装着したことを後悔するようになったこと、②平成16年4月ころには、唯一の楽しみのパソコンも操作できないほどに病状が悪化し、同年7月下旬ころには黒目の動きも悪くなって、人との意思疎通も時間がかかり困難になり、死を望むのも無理からぬほどの病状になっていたこと、③この間、Y は、被告人に対して、人工呼吸器を外してほしい、死

なせてほしい旨の意思を繰り返し表明して、被告人に死を懇願しており、また、訪問看護師、訪問医師、担当医師の前でも死にたい旨の意思を表明していたこと、④被告人は、Ｙの繰り返しての死の懇願に対しては、「人工呼吸器を外せば私が警察に捕まる。そんなことはできない」などと言い聞かせて、Ｙの懇願を断っていたが、本件当日、Ｙの気持ちになって思い悩むうち、もうこれ以上Ｙを苦しませたくないと考え、自らも自殺することで、Ｙの日頃の懇願を受け入れることを決意し、人工呼吸器による酸素の供給を停止させたことなどの事実が認められ、これらの事実を総合勘案すれば、被告人は、不治の難病に罹患し、四肢が麻痺して自ら死ぬことができなくなっていたＹから、その病苦からの解放のため、死に至る人工呼吸器の停止を日頃から懇願されており、当初はそれを断り続けていたが、病状いよいよ悪化の状況下にあった本件当日、自らも自殺することを決意して、Ｙの日頃の懇願を受け入れて人工呼吸器を停止させたものというべきであるから、被告人には、殺人罪の成立ではなく、嘱託殺人罪の成立を認めるのが相当である。

なお、検察官は、本件犯行当時、Ｙの意思表示能力が極度に減退し、被告人はＹとほとんど意思疎通ができない状況にあった上、Ｙが被告人から殺害されることを同意していたとは認められず、また、被告人が殺害の同意があった旨の錯誤に陥ったとも認められないので、承諾殺人罪は成立せず、殺人罪が成立すると主張し、その根拠として、①被告人は、検察官調書（乙5）において、平成16年7月8日のＹの意思確認について、「Ｙの意思が最終的に確認できたのは、これが最後でした。私自身は、Ｙが呼吸器を外してほしいという気持ちをもう持たないことは分かりました」旨供述しており、これと異なる被告人の公判供述は信用できず、また、②本件犯行当時、Ｙの真意は十分確認できておらず、被告人がＹに「お母さんは、もっともっと生かしてやりたかった。ショートステイに行きたくないあんたの

気持ちも分かる」旨言った際、 Y が文字盤で表明した「おふくろごめん」、
「ありがとう」という言葉は（被告人の検察官調書・乙3）、 Y がショートステイに行かないことによって被告人を休息させることができないことに対する謝罪と、休息もせずに Y の介護を続ける被告人に対する感謝の意味とも十分に受け取れるのであり、このような他の意味とも受け取れるような意思表示では、殺害を真意に承諾する意思表示とは到底認められないという。

しかしながら、前記認定のとおり、本件は嘱託殺人の成否の問題であり、被告人に対し、不治の難病に罹患していた Y から殺人の嘱託があったことは明らかであり、それが撤回されたことを認めるに足る証拠はないというべきである。すなわち、①平成16年7月8日の Y の意思確認に関し、被告人の「 Y の意思が最終的に確認できたのは、これが最後でした」との供述部分（乙5）は、その1か月余り後に 医師が直接に延命措置を拒否する Y の意思を再度確認しており、また、本件当日の8月26日の午前中に訪問看護した はショートステイのことで Y と意思の疎通をしているのであって、 Y の意思が最後に確認できたのは7月8日である旨の被告人の供述部分は、事実と反する供述であるといわなければならない。また、7月8日の Y の意思確認について、 は、公判供述において、概ね「確認カードに人工呼吸器を外してほしいかほしくないかとの内容はなく、そのような質問は全く頭に浮かびませんでしたので、しませんでした。 医師は、延命処置、急変時の対処を本人の意向に沿った形でやりたいという思いから、意思確認を指示されたと思います。私たち看護者としては、やっぱり生きていくために一生懸命看護をしていますので、死にたいですかという質問はできません」と証言しており、呼吸器を外すか否かを意識して質問したのではなく、そして、 Y は、意思確認に際し、呼吸器を外してほしいと言えば誰かが犯罪者にならなければならないことを知悉しており、それが言えない以上、せめて延命措置は必要ないとの意思を表明したものであり、した

がって、生きていたくはないとの意思を表明したものと解するのが相当であるところ、この点、被告人は「私自身は、Ｙが呼吸器を外してほしいという気持ちをもう持たないことは分かりました」旨の供述（乙5）をしているが、この供述部分は関係各証拠と対比検討して不自然であるといわなければならない。これら被告人の各供述部分は、いずれも信用できないというべきである。そしてまた、②本件犯行当日、Ｙが文字盤で表明した「おふくろごめん」、「ありがとう」という言葉の解釈については、被告人の検察官調書（乙3）においても、被告人がＹに「お母さんは、もっともっと生かしてやりたかった。ショートステイに行きたくないあなたの気持ちも分かる」などと言った際に、また、被告人の公判供述においては、「お母さんもいろいろ考えたけど、もうこれ以上あなたを苦しめることはできない。だから、今日、お母さんと一緒に逝こう。お母さんもようやく覚悟がついたから」という旨を言った際に、Ｙが表明した言葉であり、いずれにしても被告人がＹの死の懇願を受け入れることを伝えた後の言葉であるから、Ｙがショートステイに行かないことによって被告人を休息させることができないことに対する謝罪と解釈する余地は乏しく、むしろ、これまでＹの死の願いを拒んでいた被告人にそれを実行させることへの謝罪と、自分の願いを聞き入れてくれたことへの感謝の気持ちを表した言葉であると解するのが相当である。したがって、検察官の主張を検討してみても、前記の囑託殺人の認定を左右するものではないというべきである。

（法令の適用）

被告人の判示所為は刑法202条後段に該当するところ、所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役3年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中30日をその刑に算入し、情状により同法25条1項を適用してこの裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予することとする。

(量刑の事情)

本件は、不治の難病である筋萎縮性側索硬化症を発症して四肢が麻痺し、寝たきりとなった40歳の息子を介護していた被告人が、息子から再三にわたり「人工呼吸器を外してほしい」、「死にたい」などと懇願され、息子を病苦から解放するため、この依頼に応じて被害者を殺害したという嘱託殺人の事案である。

人がどのような病状になろうとも、どのように繰り返し依頼を受けようとも、どのような人からの依頼であっても、それが原因不明で、治療法もない不治の難病に罹患した息子であっても、人が人の生命を奪うことは許されないことであり、また、同じ難病に苦しみながら闘病生活を送っている多数の患者や家族に与えた衝撃にも大きいものがあったことは推測に難くないことなどにかんがみると、被告人の刑事責任には重いものがあるといわなければならない。

しかしながら、被告人は、息子が不治の難病を患い、その病状が急速に悪化して、意思疎通も困難になって行く状況のもと、24時間態勢で自己の生活のすべてを息子に捧げ、足かけ4年にわたり、献身的に介護に専念してきたのであり、この間、息子から繰り返し人工呼吸器を外して、死なせてほしいと懇願されても、その都度これを断り、生きるよう励ましていたのであるが、息子の病状もいよいよ悪化し、瞬きもできなくなって、文字盤上のひらがなの文字を拾ってゆく意思疎通の方法も段々と困難になってきたこともあり、自らも自殺することを決意することによって、息子の嘱託に応じることに踏み切ったのであり、息子を我が手で死に至らしめる母親の苦悩、葛藤、悲しみが大きいものであることは推測に難くなく、犯行後、被告人は自殺を試み、夫に発見された際、「私は死ぬ時は息子と一緒にいかなければいけない。私を病院に連れて行かないでほしい。＼と一緒に死なせて」と述べるなどしており、これらの点は被告人のために酌むべき事情といえる。また、

被告人にはこれまで前科前歴がなく，遺族でもある被告人の家族も寛大な判決を求めていることなど，被告人のために酌むべき諸事情を考慮すれば，主文掲記の刑に処し，その刑の執行を猶予するのを相当とする。

よって，主文のとおり判決する。

平成17年2月14日

横浜地方裁判所第3刑事部

裁判長裁判官 小 倉 正 三

裁判官 安 藤 祥 一 郎

裁判官 梶 山 太 郎

これは謄本である

前同日同庁

裁判所書記官 田 中 慶

